南 国 市　⑧

保育施設等入園に関する同意・誓約書

南国市長　宛

次のとおり、保育施設への入園を希望し利用申込みするにあたり、以下の内容に同意し、誓約します。

□ 勤務条件（就労時間等）が利用申込時と異なり、指数が変更（減点）となった場合は、保育施設を退園となっても異議はありません。

□ 入園が決定した場合、入園月の翌月 14 日（３月入園の場合は当月中）までに必ず就労（復帰）します。
上記の期日までに就労（復帰）しなかった場合、または復帰せずに転職・退職していた場合は、保育施設を退園となっても異議はありません。
※有給休暇を消化するのみで実働せずに退職、もしくは妊娠のため復帰をせずに産前産後休暇を取得する場合も含みます。
※人事異動に伴う勤務地の変更等は、転職にあたりません。

□ 育児休業復帰後（就労予定の方は就労開始後）は、復帰日（就労開始日）が記載された就労証明書を速やかに市役所又は保育施設に提出します。

□ 入園が決定した後に、入園せずに内定を辞退した場合は、次回以降の申込時の利用調整の際に不利になります。

□ 利用調整は、期日までに提出された書類で行います。書類に不備がある場合は、利用調整の対象から除外されます。

令和　　年　　月　　日

住　　所：

氏　　名：(父)　　(自署)

(母)　　(自署)

申込みチェックシート

提出必須書類

⚠ **裏面に保育施設等入園に関する同意・誓約書があります。**

1 ≪申請書類のチェック≫

		どちらかにチェック
①	ひとり親世帯ですか。「はい」の場合、戸籍謄本（原本）、児童扶養手当証書（写し）、またはひとり親医療費受給者証（写し）を添付していますか。	はい ・ いいえ
②	単身赴任等世帯ですか。「はい」の場合、市外在住の方の住民票を添付していますか。	はい ・ いいえ
③	生活保護世帯ですか。「はい」の場合、生活保護受給証明書を添付していますか。	はい ・ いいえ
④	在宅障害者世帯ですか。「はい」の場合、身体障害者手帳や療育手帳の写しを添付していますか。	はい ・ いいえ
⑤	4月～8月入所：令和8年1/1現在、南国市外に在住でしたか。 「はい」の場合、市外在住者の令和8年度所得課税証明書を添付していますか。 ※個人番号の届出がある場合は、所得課税証明書は不要です。	はい ・ いいえ
⑥	9月～3月入所：令和9年1/1現在、南国市外に在住でしたか。 「はい」の場合、市外在住者の令和9年度所得課税証明書を添付していますか。 ※個人番号の届出がある場合は、所得課税証明書は不要です。	はい ・ いいえ
⑦	南国市外より転入予定ですか。「はい」の場合、結果通知が郵送できないため、子育て支援課へ結果をお問い合わせください。 転入手続き完了後、必ず子育て支援課へご連絡ください。（利用希望月の前月末日までに転入されない場合は内定取消）	はい ・ いいえ
⑧	保育施設等入園に関する同意・誓約書（この用紙の裏面）に記入しましたか。	はい ・ いいえ
⑨	申請書提出時に提出者の身分証明証と保護者どちらかの個人ナンバー（通知）カードを提示してください。	はい ・ いいえ
⑩	保育を希望しますか。「はい」の場合、保護者のいずれもの「保育を必要とする事由を証明する書類」を提出してください。	はい ・ いいえ

2 ≪申込みにあたって留意事項の確認チェック≫

		確認
①	「利用申込案内」の内容を理解したうえで、申込みをします。（「利用申込案内」は申込み後も保管ください）	□
②	申込み内容や勤務状況確認のため、ご家庭や勤務先に連絡する場合があります。	□
③	申請書類の状況から変更があれば、速やかに変更のあった書類を提出してください。故意に未提出の場合、認定および入所の内定や決定を取り消します。必要な手続きは「利用申込案内」や市のホームページでご確認ください。	□
④	復帰・就労予定で申込みをしている方は、間違いなく復帰・就労しているかを確認するため、復帰・就労後1カ月以内に、就労証明書を提出してください。提出がない場合や内容が変更になっていた場合、内定・決定を取り消すことがあります。 ※復帰・就労開始日は利用開始月の入所要件の限度以上に遅らせない。例）11月入所の場合、12月14日までに必ず復帰・就労（12月15日以降は不可）	□
⑤	復帰・就労予定日が変更となった場合には、入所中・利用保留中に関わらず、必ず就労証明書を「変更申請書」とあわせて提出してください。提出がない場合、内定・決定を取り消すことや利用調整の際に不利となることがあります。	□
⑥	求職活動の認定期間の終了に伴い退園となった場合、当該年度内は求職活動での新規申込みはできません。	□
⑦	希望施設が7カ所以内の方が入所できない場合、事前にお知らせすることはありません。 通園できる範囲で、なるべく多くご記入ください。（ただし、入所意思のない施設は記入しないでください）	□
⑧	申込みは年度内（令和10年3月入所まで）有効のため、募集があれば、市が自動的に選考を行い結果を通知します。 ただし、令和10年1月～3月の利用決定者は、令和10年3月末までの利用となります。（令和10年3月以降の継続利用不可）	□
⑨	転園の申込みについて、新しい施設へ決定（内定）した後に辞退した場合、原則として、もとの施設へは戻れません。	□
⑩	保育料は同一生計の世帯員で算定するため、祖父母等と税上の扶養関係にあったり、事業専従者として就労している場合、祖父母等も算定の対象となります。また、保護者に安定した収入等がない場合、生計の確認を行うことがあります。	□
⑪	入所が内定したにもかかわらず辞退した場合、次回以降の申込み時の利用調整の際に不利となることがあります。	□

3 ≪入所後の留意事項の確認チェック≫

		確認
①	入所後、おおむね1～2週間のならし保育があります。（期間は入所する施設に確認してください。）	□
②	保育施設により開所時間が異なります。送り迎えは決められた時間を厳守してください。	□
③	児童が欠席したことによる保育料の免除は、原則としてありません。	□
④	欠席し始めた日から連続して2か月欠席が続いた場合は、原則として退園となります。	□
⑤	認可保育所（園）の場合、南国市外へ転出すると、転出日の属する月の末日で退園となります。	□
⑥	土曜保育の利用は、保護者のいずれもが就労している場合に限ります。（利用は入所する施設に確認してください。）	□

《保護者署名欄》

上記の項目について確認しました。

令和　　年　　月　　日　　保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿